

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年3月24日(木) 午前9時30分から
2. 開催場所 役場尾之間支所 3階 第3委員会室
3. 出席委員 (16人)

会長 委員	1 番	鎌田 秀久	君
	2 番	牧 潤三	君
	3 番	田中 武浩	君
	4 番	渡邊 みな子	君
	5 番	白川 満秀	君
	6 番	岩川 原造	君
	7 番	大角 利夫	君
	8 番	安藤 清浩	君
	10 番	笹原 綾乃	君
	12 番	牧 優作郎	君
	13 番	岩川 孝行	君
	15 番	備 邦雄	君
	16 番	平田 耕作	君
	18 番	神宮司 守昭	君
	19 番	中島 則雄	君
	20 番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (3人)

欠席者	9 番	日高 清明	君
	14 番	亀割 義一	君
	17 番	西橋 豊啓	君

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鎌田 勝嘉
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

皆さんおはようございます。

本日の欠席が3名いらっしゃいます。9番の日高清明委員と14番の亀割義一委員は小学校の卒業式に、17番の西橋豊啓委員については公務出張ということです。

事務局の係長も急用で欠席しております。

ただ今から平成27年度第12回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は3番委員の田中武浩委員にお願い致します。

憲章朗唱（3番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

みなさん おはようございます。

27年度最後の農業委員会定例総会となりました。かねてと違って、今の農業委員会法の中で行う最後の総会となります。

私どもは来年度7月19日まで任期があるわけですが、来月4月1日からは新しい農業委員会法の中で総会を行っていきます。制度上は新しくなりますということを再度申し上げたいと思います。

私どもの業務も少し強化される部分がございます。実態は今のまま存続するんですが、その間に新しい制度に向けた協議、また推進員制度についての方向など、皆さんと一緒に詰めていきたいと思っております。

本日は議案も少のうございます。来年度に向けての皆さんのご意見も聞ければと思っております。

それでは本日の会議録署名委員を4番委員、5番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第56号。農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第56号。農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号37番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。
申請人：借人■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、■■■■
㎡のうち■■■■㎡。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：野菜が1月から12月。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、所有面積：■■■■㎡。経験年数：申請人・8年、妻・8年。農機具等の保有状況：草刈機・2、耕運機をリース、軽トラックを1台購入予定です。

周辺地域との関係につきましては『特に問題はない。』ということでごございます。地域との役割分担につきましては『集落の作業等全面的に協力いたします。』という事です。

申請人の■■■■さんは飲食店を経営する予定であり、自作地と今回の借地で野菜等を栽培し飲食店に提供する予定だという事です。また、申請人の経験年数・機械の保有状況を見ても特に問題ないと思われます。以上のことから農地法第3号第2項の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号 37 番について担当委員のご意見をお願いします。

○番（農 業 委 員）

借人は[]出身の方です。子供が3人おられます。本人は[]をしているんですが、喫茶店を開きたいという事でそこで出す野菜を自家栽培するという事です。

1町歩近い畑の中の2畝程ということですが、半分は原野のような状態です。

借人はやる気はあるようですし、貸人も高齢ですので問題ないと考えます。 以上です。

会長

整理番号 37 番について皆さん方からご意見・ご質問等ございますか。（「ありません。」の声あり）

ご意見無ければ、整理番号 37 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 37 番は許可することに決定いたします。

続きまして 38 番・39 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 38 番・39 番は関連がございますので一括で説明させていただきます。

整理番号 38 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人（[]さん（[]歳）、譲渡人[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、他2筆。地目：畑。3筆の合計面積が[]㎡。2筆が農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：甘藷が4月から10月、ポンカンとタンカンが1月から12月。事由：経営移譲。権利の移転を受ける者の状況といたしまして所有面積が[]㎡。経験年数：申請人・3年、父と母・20年。農機具等の保有状況：耕運機・1、草刈機・1、チェーンソー・1です。

周辺地域との関係につきましては『特に支障等はない。』ということとでございます。地域との役割分担につきましては『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号 39 番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人[]さん（[]歳）、貸人[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、田、[]㎡。農用地区域内。利用状況：田。営農計画及び耕作期間：バレイショが8月から2月、甘藷が4月から10月、ポンカン・タンカンが1月から12月。事由：新規就農。以下は整理番号 38 番と同じですので省略いたします。

本申請は整理番号 38 番で父の農地を経営移譲し、整理番号 39 番で約[]を貸借契約することによって、屋久島町の下限面積であります3,000㎡をクリアし、新規就農するものでございます。申請人の経験年数は3年ですが、農機具の保有状況等をみても特に問題ないと思われます。したがって農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号 38 番・39 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

譲渡人は[]を営んでおりました。[]もしておりましたが、数か月前に他人に渡したということです。譲受人は[]で3年ほど前に屋久島に帰ってこられてお父さんの手伝いをしております。[]も辞めたという事で、農業に力を入れたいと聞いております。

整理番号 39 番の方ですが、貸人は[]歳ですけども果樹を頑張っておりますが、畑に関しては人に貸しております。

○番（農 業 委 員）

場所の説明をします。まず 10 ページですけども、[]の海手側にお父さんの土地が 3 筆ございます。12 ページをお願いします。[]の[]の先に貸借する土地が[]程ですが、ございます。

本人に聞き取りをしましたところ、機械について購入する予定はないという事でしたので、「[]は耕運機では大変ですよ。」と申し上げたところ、「大きな機械を必要とするときには管理センターを活用していきたい。」というお話でした。

ジャガイモを作る計画です。やる気はあるようですので、問題ないと思っております。 以上です。

会長

整理番号 38 番・39 番について、皆さん方からご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 38 番・39 番は許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 38 番・39 番は許可することに決定いたします。

事務局長

続きまして 13 ページです。議案第 57 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

議案第 57 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 17 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人[]さん（[]歳）、譲渡人[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、畑、[]㎡。利用状況：休耕地。第 3 種農地・都市計画区域内です。事由：『隣接地で民宿を経営しており、物干し場と駐車場を必要としたため。』ということです。

転用目的及び事業計画：土地造成の所要面積が[]㎡、うち民宿の所要面積が[]㎡、駐車場の所要面積が[]㎡、物干し場の所要面積が[]㎡、緩衝地等の所要面積が[]㎡。民宿の建築面積が[]㎡、物干し場の建築面積が[]㎡です。

今回の申請は農地の区分も第 3 種農地でありますし、隣接地で経営する民宿の物干し場・駐車場が必要であるということ、また事業計画・被害防除計画等にも特に問題は見られないことから、転用はやむを得ないと思われます。 以上です。

会長

整理番号 17 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

18 ページの航空写真をご覧いただきたいんですけども、申請地は袋地になっております。持ち主も[]に住んでいて畑として利用はしていません。[]さんは民宿で使う野菜を作るために畑として買いたいという気持ちがあったんですけども、30 a 以上持たないといけないということで難しいですし、袋地である場所をこのまま農地として残しておくのも無理ですので、仕方ないと思います。 以上です。

会長

整理番号 17 番について皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 17 番は申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 17 番は同意することに決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第12回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時15分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

4番

5番

平成28年3月24日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久